

特集《新興国における模倣品対策（商標・不正競争防止法等を中心に）》

ベトナムの模倣品対策と改正知的財産法 (2010年1月施行)

会員 岡田 貴子

要 約

ベトナムでは、知的財産権（産業財産権、著作権、育成者権、地理的表示、半導体回路、営業秘密等）の保護に関して規定する、初めての独立した法律である知的財産法が2006年7月1日に施行された。知的財産法においては、知的財産権の侵害行為に対する権利行使について、3つの措置を設けている。すなわち、行政措置、司法措置、刑事措置である。2010年1月1日施行の知的財産法改正法において、侵害行為に対する行政措置に関し、警告書の送付を要件としていた条文を削除し（211条）、従来は「消費者または社会に損害を与える侵害行為」と規定していた条文を「著作権者、権利者、消費者、または社会に損害を与える侵害行為」と改正し（211条）、製品に貼付する侵害商標ラベルを所持しているだけでも行政措置の対象とし（211条）、行政措置の罰金額の規定（改正前は損害額と同額もしくは最大損害額の5倍まで）を削除した（214条4項）。以上の各改正点は、権利行使に与える影響が大きい。

ベトナムの首都ハノイ市の中心に、ホアンキエムという名の湖がある。家族4人で1台のオートバイにまたがり、湖の周りを走りながら夕涼みするのが、ベトナム人の休日の楽しみ方だ。ベトナムの法律によれば、オートバイに3人以上が乗ることは禁止されており、見つければ罰金の対象なのだが、ベトナム人に言わせると「親子4人は問題ない！」そうである。父・母・子供2人で乗車する場合、ベトナム人の解釈によれば「子供2人は数に入らない」からだ。実際、公安（警察）が、町にあふれる父・母・子供2人の計4人で乗車しているバイクを摘発することは、あまり無いようだ。

ベトナムでは、法律の規定と現実が食い違う場合、現実が法律を凌駕していく面がある。ある意味、柔軟性があるとも言えるが、現実的な運用を細かく考える前に大原則となる法律を制定してしまうことにより、法律が「絵に描いた餅」になってしまうという場面も見られる。

筆者は2006年夏から1年間、ベトナムの首都ハノイにある法律事務所 Pham & Associates に研修滞在中という機会に恵まれた。ベトナム人にとって、

「知的財産」はまだまだ新しい概念であり、その保護の重要性について、社会的な合意が明確になっていないとまでは言えない段階ではないか、というのが1年間の滞在を通じて得た個人的な実感である。

知的財産分野は、日本を含む海外からの支援も受け、比較的整備が進んだ分野であるといえるが、まだまだ問題点も多い。また、先ほど述べたように現実が法律を凌駕する、というベトナム社会の一面があり、条文や資料からだけでは理解できない生活実感に根ざした感覚を得ることが、法制度理解にも必要であると実感することが多かった。本稿では、ベトナムにおける知的財産権侵害状況の紹介と、ベトナム法制度を紹介すると共に、法制度理解の助けとなる生活実感のようなものを共有できれば幸いである。

1. ハノイに溢れる知的財産権侵害物品

ハノイで音楽CD、映画のDVDなどの正規品を買うのは、一苦勞である。まず、正規販売のCD、DVDよりも、圧倒的に海賊版のほうがタイトル数・取り扱い店舗ともに豊富である。ベトナムは政府が出版に関して厳しく規制しており、正規に出版できるタイトルが限定的であること、そして正規販売よりも海賊版の

ほうが安いことが理由として挙げられる。調査のため、旧市街周辺に多くある海賊版専門店（？）に行くと、歌手別、CDタイトル別、曲名別等の各種インデックスブックが用意されており、指定された番号を示せば、該当のCDを奥から出してくる仕組みになっている。

中心部のフエ通り近辺には、オートバイを「カスタマイズ」する店が軒を連ねている。オートバイを持ち込むと、座席のシートを有名ブランドのかばんの柄に替えてくれるサービスや、樹脂製の部品をライターで熱しながら加工するなどして有名ブランドのバイク風に替えてくれるサービスなど、ベトナム人の得意な細かい手作業を生かしたサービスが「充実」している。

更に、フエ通りには電化製品販売店も多い。調査に赴き、「iPod」は販売しているか聞いたところ、「うちは種類豊富に取り揃えている。どれがいいか」という自信にあふれる返事であった。示された商品を見てみると、正規品のコピーだけではなく、全く違うデザインを施された携帯音楽プレーヤーに「iPod」の表示がされ、10種類程度販売されていた。ベトナムは、よく言えば「クリエイティブ」ともいえる一面があり、実際に存在する商品をコピーするだけではなく、それを更に進化させてオリジナル商品もついでに開発してしまう。

上記のような知的財産権侵害物品の氾濫の理由は、筆者の私見としては、次の二点が挙げられる。

第一点は、当局が上記のような知的財産権侵害物品の取り締まりを積極的に行っていないという点である。当地の新聞等で日々取り上げられているのは、同じ「偽物」であっても、偽札（ベトナムでは偽札の広い流通が社会問題となっている）、食品、飲料品、医薬品、農薬等の人体に影響を与える物品の取り締まりである。つまり、社会秩序を維持する上で直接的な障害となる「偽物」の流通を防止する警察目的規制が優先順位のトップに置かれており、知的財産権の侵害という観点からは、当局は社会問題として認識していないように思われた。

第二点は、知的財産権侵害行為に対する人々の容認

姿勢である。この点は、上記の当局の姿勢とも関連するかもしれない。つまり、一般社会に害をなすとまでは言えない侵害行為については、当局の追及も甘く、結果として人々も容認する傾向に陥ると思われる。

知的財産に携わるベトナム人の友人達に、知的財産権侵害物品が氾濫する状況について意見を聞くと、「ベトナムはまだまだ貧しい人も多く、正規品を買えないことも多いので…」と言葉を濁すことが多かった。そこには、人体に直接害のある「偽物」は確かに困るが、そうでない侵害品については、社会の必要悪として認めざるを得ない、というベトナム社会の現実がある。

2. 知的財産関連分野の国内法整備

ここでまず、ベトナムにおける知的財産分野の法整備の経緯を振り返ってみることにしたい。

戦時下のベトナム民主共和国（いわゆる北ベトナム）においては、旧社会主義国と同様、発明や意匠などの発明者・創作者については国家が顕彰する程度であり、戦時総動員体制を取る社会主義体制下では、個人に独占権を与えて発明等を実施等させるということは想定されていなかった。戦争終結後、南北統一によりベトナム社会主義共和国が成立（1976年）したが、その後もしばらく、状況に変化はなかった。

転機となったのが、1986年のドイモイ政策の正式採択である。ベトナムは、社会主義体制を維持しつつ、対外経済開放政策を中心としたドイモイ政策を採択し、経済的に疲弊し、国際的に孤立した状況からの脱却をめざすことになった。これを転機に、外資導入に必要な投資環境整備の一環として、知的財産関連分野でも法整備が大きく前進することになる。

ここで注目すべき点は、後述する1995年の民法典成立までは、知的財産の保護について規定する法律は存在せず、政府決議等の行政府による法律文書により制度が形作られていった点である。

ベトナムでは、憲法83条において国会が国権の最高機関とされているが、実際には行政府が非常に強い権力を持っている。国会の承認を受けた法律の裏づけ

なしに、政府決議等の行政府による法律文書を以って、影響の大きい政策決定がなされる場合が多い。知的財産権の権利行使についても、実務上重要な変更が政府決議等によりなされることがありうるため、留意が必要である。

1995年に民法典が国会を通過した。知的財産に関する規定が占める割合はごく一部であったが、初めて法律に規定されたという点で画期的であった。また、法律の実効性ある施行のため、工業所有権の権利の発生、保護に関して詳細に規定することを目的として、政府決議63号（ND63/CP）及び科学技術及び環境省通達3055号（3055/TT-SHCN）が翌1996年に成立した。政府決議63号は、1980年代に次々に出された政府決議、閣僚決議に含まれる内容を包摂する法律文書であり、後に述べる知的財産法制定まで、産業財産権の出願・登録に関する、実務上最も重要な法律文書であった。

その後、2005年に民法典を改正（2006年1月1日施行）し、同年に知的財産法を成立（2006年7月1日施行）させ、WTO加盟のための知的財産分野における法整備が着々と進められた。ちなみに、ベトナムは2007年1月11日を以って、WTOに正式加盟している。

2005年の民法典改正においては、JICA（国際協力機構）の法整備支援事業が行われ、日本の専門家が助言している。日本側は、知的財産関係の規定を民法典から削除し、独立した法律とするよう助言した。理由は、①登録手続のような行政手続規定が多く含まれる知的財産関係の規定は、民法典になじまない、②刑事罰規定を伴う知的財産関係の規定を民法典におくのは、国民にとって理解しにくい、③条約の関係から頻繁な法改正が必要となる知的財産関係の規定を国の基本法規となる民法典におくことは不適切、という理由であった⁽¹⁾。

しかしながら、2005年民法典改正後も知的財産関係の規定は民法典に残ることになり、知的財産権の保護について包括的に規定する知的財産法の施行後は、民法典と知的財産法との間で、内容的な重複や不一致等の課題を残すこととなった。一例を挙げると、民法典

751条1項において、発明、意匠、半導体集積回路の回路配置、育成者権に関する産業財産権（条文上は「工業所有権」）は「人格権」（Quyền nhân thân）と「財産権」（Quyền tài sản）を含むと定義している。ここで言う人格権とは、著作者人格権の一種である氏名表示権に近い内容であり、要するに発明者・創作者等として表示される権利をさしているようであるが、このような規定は知的財産法の定義規定と矛盾する。知的財産法の定義規定（4条4項）によれば、産業財産権（条文上は「工業所有権」）とは「自らが創作又は所有する発明、意匠、半導体集積回路の回路配置、商標、商号、地理的表示、営業秘密に関する組織・個人の権利及び不正競争の防止に対する権利を言う」と定義されているからである。

2006年7月1日に知的財産法が施行された。ベトナムにおいて、知的財産権（産業財産権、著作権、育成者権、地理的表示、半導体回路、不正競争防止、営業秘密等）の保護に関して規定する、独立した法律である。従来、複数の政府決議等の行政文書に分散して規定されていた知的財産の保護について包括的に規定しており、TRIPs協定に沿った知的財産の保護を担保する規定となっている。

知的財産法の成果として着目すべき点は、行政処分たる知的財産庁の決定について不服を申し立てた場合に、司法判断を終局とする手段が確保された点である。

知的財産法施行前は、知的財産庁の査定について不服のある場合には、知的財産庁に不服申立を行うことが可能であり、知的財産庁の決定（審決）についてさらに不服申立をする場合には、裁判所に取消訴訟を提起するか、上庁の科学技術省に不服審判請求をするという2つの選択肢があった（ND63/CP, 27条）。しかし、実務上、知的財産関連の経験が非常に限られている裁判所に提訴するという選択肢は現実的ではなく、多くの場合、知的財産庁の査定については、知的財産庁に対する不服申立→科学技術省に対する不服申立（終局）という行政ルートをとるようになっていた。この場合、科学技術省の決定が最終決定となるため、司法判断を仰ぐ機会が事実上、担保されていなかった。しかし、知的財産法施行後は、知的財産庁に対す

る不服申立→科学技術省に対する不服申立→裁判所へ提訴（103/2006/NĐ-CP, 14条2項）のルートが開かれることになったのである。

3. 出願・登録に関する実務上の注意点

ベトナムでは、1つの商品に関する知的財産の保護を検討する場合には、特許という技術的観点のみならず、外観的特徴を意匠で保護できないか、商標として（図形、立体図形を含む）保護できないか、といった複合的な保護を検討すべきである。権利行使の場面において、裁判所の知的財産に関する知識と経験が不足しており、特に特許分野ではその傾向が顕著であるといわれているためである⁽²⁾。

意匠と商標は重疊的保護を受けることが可能といわれており、例えば商品の包装は意匠としても商標としてもしばしば出願されている。商標として登録すれば、意匠より長い期間保護を受けることが可能であり、行政措置を求める際にも、商標の「模倣品」として行政措置適用要件が緩和されるというメリットがある（後述）。出願を検討するにあたっては、意匠と商標は、審査実務上クロスリファレンスされることが多いことに注意すべきである。商標出願により新規性を喪失し、意匠出願が拒絶されるということも起こりうる。逆に、商標出願が他人の意匠出願を引例として「識別性がない」（知的財産法74条2項(n)）という理由により拒絶されうる。出願時に現地代理人とよく打ち合わせすることが必要である。

商標と不正競争は重疊的保護を受けることが可能といわれているが、不正競争行為であることの立証のためには、条文中（競争法39条及び40条、知的財産法130条）には明示されていない、商品等表示が周知であること、周知性が損なわれて（abused）いること、また、その周知性を不正競争行為者が知っていたはず、または知らなかったはずはないことを示す必要があり⁽³⁾、立証負担は重い。その点を考慮すると、商標権として可能な限り権利化することが勧められる。

商標の出願にあたって日本の出願人が最も注意すべきは、日本語のみで表された商標は「通常の知識をもつベトナムの需要者が認識・記憶できない（読めない、理解できない、覚えられない）文字を含む標章」（科学

技術省通達01/2007/TT-BKHCN 39条3項(a)）として、識別力がないとされる点である。ただし、ベトナムにおいて周知・著名であることを立証すれば、登録されうる。日本語の商標は、日本製のよいイメージを与えることから模倣されやすいので、商標として登録することを検討すべきであるが、識別力の観点から、出願にあたっては図形要素を加えるなど、現地代理人と相談することが勧められる。

4. 登録後の権利行使に関する実務上の注意点

知的財産法においては、知的財産権の侵害行為に対する権利行使について、3つの措置を設けている。すなわち、行政措置、司法措置、刑事措置である。

なお、ベトナムでは特に「模倣品」の定義規定においており（知的財産法213条）、それによれば模倣品とは、①商標権者又は地理的表示権利者の許諾を得ずに同一又は判別しがたい程に近似する商標又は地理的表示を付した同一の商品②著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに複製した海賊版、と規定されている。

(1) 行政措置について

主に権利者からの請求に応じ、行政当局により実施される行政措置の具体的内容としては、侵害者に対する警告、罰金に加え、補完的制裁として「模倣品」及びその製造手段の没収や営業免許取消、深刻な影響を防止するための措置として侵害品の破棄等が定められている（知的財産法214条、政府決議105/2006/NĐ-CP28-33条、106/2006/NĐ-CP3条）。また、緊急性の高い場合には、侵害者の一時拘留、搜索、侵害被疑物品の一時差し押さえ等を行うことが認められている（知的財産法215条）。

行政措置の実施は、市場管理局（商業省管理下）と経済警察（公安省管理下）がチームとなって行う場合が最も一般的である。また、北部の中国国境地帯から知的財産権侵害物品が流入するパターンも多いため、税関に対して国境での通関停止手続き等を求めることも選択肢の一つである（知的財産法216条）。なお、通関停止手続きは、あくまで正規の手続を経てベトナム国内に輸入される貨物が対象となるため、小口の貨物に分けて密輸されることの多い知的財産権侵害物品への対応策としては、その効果は限定的であるといわれ

る。

筆者がベトナム滞在中に得た感触では、知的財産権侵害物品に対する権利行使、特に侵害品の流通をストップしたい場合には、行政措置が最も迅速、効果的であり、また、営業許可の取消といった行政罰も課すことが可能なため、侵害者に与える抑止効果も高い。実際に、弁護士等のベトナムの専門家もこれを推奨していた⁽⁴⁾。

行政措置には適用条件が定められており、法改正前は需要者および社会一般に損害を与える知的財産権侵害行為や、警告書を受けたにも関わらず繰り返し侵害行為を行った場合などに行政措置の適用を限定していた（知的財産法211条1項(a), (b)）。つまり、法改正前は、社会一般に損害を与えるとまではいえない知的財産権侵害品については、警告書の事前送付が必要であった。

しかし、この点は、2009年の知的財産法改正により、警告書の事前送付という要件が削除され、社会一般のみならず「権利者に損害を与える侵害行為」が新たに行政措置の対象とされたが、権利者側が自らに損害が生じたことの立証を求められることになり、新たな問題が生じている。この点は、法改正の部分にて詳しく見てみることにしたい。

他方、213条2項及び3項規定の「模倣品」については、そのような限定は最初から設けられていない。例えば商標権の「模倣品」について行政措置を求めるにあたっては、権利者であることの証明（商標登録証等）と、模倣品が権利者の許可を得て製造等されたものではなく、真正品と異なる点がある旨、主張・立証することで足りる。従って、特許権・意匠権侵害よりも商標権侵害のほうが、行政措置の適用を求めやすいという制度上の特徴がある。

市場管理局については、食品の安全や農薬・医薬品・化粧品等の人体に直接用いるものの安全性の監視、インフレ防止等の市場管理が重要な任務であり、人的資源等も限りがあるため、優先順位をつけて行動する傾向があるといわれる。つまり、知的財産権侵害物品の品質に問題があり、社会に悪影響を与えると

いった点を強調することが、迅速な行政措置を受けるうえで重要である。また、人脈を重視するベトナムでは、適切なレベルの役人とのコネクションを有する、経験豊かな代理人に依頼することも重要である。

(2) 司法措置について

知的財産権侵害物品の販売等差止、損害賠償請求を求めて裁判所に提訴する司法措置も制度上設けられている。ただし、WTO加盟を目的として、必要な司法措置の法整備を一定期間内で行ったという側面が強いいため、制度上の不備もあり、司法措置を選択する上でのリスクにつながっている。

知的財産権侵害に関して提訴されるのは年10件程度（うち、判決に至るのは数件）であり⁽⁵⁾、一般的な措置であるとはいえず、侵害品の流通をストップするのが目的であれば、行政措置のほうが迅速な結果を得られると言われている。司法措置は、主に損害賠償請求の手段と考えておいたほうがよさそうである。

ベトナムでは三階級・二審制である。裁判所は、県（省直轄市）レベル人民裁判所、省（中央直轄市）レベル人民裁判所、最高人民裁判所の三階級に分かれている。省（中央直轄市）レベル人民裁判所が、外国要素を伴う事案の管轄裁判所とされており（民事訴訟法34条1項(c)）、外国人の関わる知的財産関連事件は、ハノイ市人民裁判所またはホーチミン市人民裁判所を第一審とする場合が一般的である⁽⁶⁾。一審判決に対して控訴されなかったとき、又は控訴判決がなされた時に判決は効力を生じる（民事訴訟法254条2項、279条6項）

ベトナムでは、ウェブ上での判例の公開が始まったばかりで⁽⁷⁾、一部の判例しか公開されていない⁽⁸⁾といわれている。民事事件に関しては、2003年～2006年間の104件の判例が公開されている。なお、知的財産権に関する判例は、商標権侵害事件に関する監督審決定1件（08/2003/HĐTP-DS）のみが公開されている（2010年9月17日現在）。裁判官も、すべての裁判所の判例へのアクセスが確保されていない⁽⁹⁾。ベトナムではそもそも知的財産関連の判例が少ない上に、判例の公開が不十分なため、裁判所の判断傾向を過去の判例から導き出すことが困難であり、その点が司法措置

を選択する上での第一のリスクと言える。

次に、監督審といわれる制度についても、説明が必要だろう。確定判決に深刻な法令違反があると疑われる場合には、最高人民裁判所長官又は最高人民検察院長官により、監督審の請求がされる（民事訴訟法 285 条 1 項）。監督審により、深刻な法令違反があると判断された場合には、確定判決は破棄される（民事訴訟法 297 条 3 項, 4 項）。監督審の目的は、適切な法適用の確保と、法の統一的な適用にあるといわれる⁽¹⁰⁾。

ベトナムでは 2005 年に 103 件が一部公開されるまで、監督審決定が公開されておらず⁽¹¹⁾、また公開後においてもなお、各地の裁判所において監督審決定さえ参照せずに不統一な法律解釈に基づく判断がされ、後に破棄される判決が多いという問題が指摘されている⁽¹²⁾。

監督審は、訴訟当事者に請求権がない点（請求権者に書面で監督審の請求を願ひ出することは可能である - 284 条）、及び原審の訴訟当事者が、監督審においては原則として審理に関与できず、裁判所の裁量により公判に呼び出された場合のみ出頭して意見を述べることができるという点（292 条 2 項, 295 条 2 項）が、大きな特徴となっている。すなわち、原審の原告・被告は原則として監督審に訴訟当事者として関与できず、職権で監督審決定がなされるという点に留意しなければならない。

また、監督審により確定判決が破棄される可能性のある期間は長期にわたり、法的安定性の面で問題がある。監督審請求期間は、判決が効力を生じてから 3 年である（民事訴訟法 288 条）が、更に、監督審の決定（最高人民裁判所裁判官評議会による決定を除く）に対しても監督審の請求が可能である。

監督審が請求された場合には当事者として扱われず、確定判決が破棄される可能性のある期間は長期にわたる、という特徴を有する監督審制度の存在が、司法措置を選択する上での第二のリスクといえる。

更に、民事執行上の問題もある。民事裁判の確定判決に基づき、民事執行手続をする場合に、執行機関の

独立性が十分でなく、債務者が国営企業等の場合に、執行手続が法の根拠なく停止される、放置されるなど、大きな障害が生じる場合もあるといわれている⁽¹³⁾。この点は、司法措置を選択する上で、第三のリスクといえる。

(3) 刑事措置について

産業財産権侵害に対する刑事措置について、社会に深刻な影響を与えた場合や再犯の場合には罰金刑又は 2 年以下の拘留なしの再教育（cải tạo không giam giữ）、若しくは組織犯罪、再犯、社会に特に深刻な損害を与えた場合のいずれかに 6 ヶ月以上 3 年以下の懲役刑が適用されると刑法典（Bộ luật Hình sự）171 条において規定されていた。大規模な組織犯罪等を除いて、従来刑事措置が産業財産権侵害行為に対して適用される事案はまれであり、データによれば 2000 ～ 2004 年の 5 年間で、171 条適用事件は 2002 年に 1 件あるだけである⁽¹⁴⁾。

なお、刑法典は 2009 年に改正（2010 年 1 月 1 日施行）されたが、留意すべきものとして挙げられるのは以下の点である。

まず、商標と地理的表示以外の侵害行為（特許、意匠等）については、171 条の対象から除外された。この点は、特許や意匠の侵害行為については、商標等の侵害行為に比べ、権利者（個人）の利益を損なうという側面が強く、社会一般の利益を損なうという側面は弱いというベトナム当局の認識に基づき、特許や意匠の侵害行為については、権利者が自ら行政措置や民事措置を請求すべきである、というのが改正法の趣旨である⁽¹⁵⁾。この点は、すでに述べた通り、知的財産権の侵害という観点からは、ベトナム当局が社会問題として認識していないことを示し、興味深い。

ただし、食料品・医薬品等の偽物（hàng giả）を製造・販売した場合には刑法 157 条、飼料、肥料、動物用医薬品、殺虫剤等の偽物を製造・販売した場合には刑法 158 条が適用され、経済管理秩序紊乱罪として刑事罰の対象となる。従って、例えば特許権侵害行為が、間接的に刑事罰の対象となることはありうる。

更に、従来は社会に深刻な損害を与えた場合、再犯

の場合、組織犯罪等に限られていた刑事措置であるが、「(商標と地理的表示の) 商業規模での侵害行為」一般にまで拡大された。ただし、依然として懲役刑は組織犯罪、再犯にのみ科せられる。

(4) 「専門家の鑑定書」⁽¹⁶⁾

次に、行政・司法措置において重要となる、「専門家の鑑定書」制度について説明したい。

知的財産法施行前は、知的財産庁が発行する「鑑定書」(侵害被疑物品が権利範囲に含まれるか否かの鑑定)が、権利行使の場面で決定的な役割を果たしていた。すなわち、知的財産庁が侵害と鑑定しないものに対しては、事実上、権利行使の道は閉ざされていた。

知的財産法 201 条において知的財産庁に代わって鑑定を行う「鑑定機関」を設置することが定められたものの、鑑定機関の詳細な規定がなかったために、制度が機能しないという状況が生じ、問題となっていた。

現在では詳細規定も定められ(科学技術省通達 01/2008/TT-BKHNCN, 修正 04/2009/TT-BKHNCN), ベトナム知的財産研究所(科学技術省所属)が知的財産法 201 条に定める鑑定機関の機能を果たしている。ただし、鑑定機関による「専門家の鑑定書」は、参考資料として扱われている点が、以前の知的財産庁による鑑定書とは大きく異なる点である。しかしながら、依然として、行政措置、司法措置のいずれの場合においても、実務上は提出することが強く勧められる。行政措置において、主要な実施主体のひとつである市場管理局は侵害鑑定を行う専門知識を有しておらず、侵害被疑物品が権利範囲に属するという確信が得られないと、当局は行政措置を実施することをためらう傾向があるためである。裁判所においても、知的財産権に関する専門的知見を持った裁判官は非常に少ないといわれており、専門家の鑑定書が裁判官の心証形成に与える影響は大きいためである。

「専門家の鑑定書」を請求するにあたっては、求めるべき結論部分の文言に細心の注意を払うべきである。より効果的な権利行使のため、権利者の望む内容が明確に反映された結論を得られるよう、現地代理人と打ち合わせすべきである。

なお、「専門家の鑑定書」は、侵害被疑物品が権利範囲に属するかという点のみならず、損害額算定の基礎となる証拠の確定についても鑑定を求めることが可能である(政府決議 105/2006/ND-CP 39 条)。

法的には鑑定を行う権能を失った知的財産庁であるが、実務上は、関係政府機関との専門的意見交換を行うことが義務付けられている。権利者は知的財産法 201 条に定める「専門家の鑑定書」を請求することしかできないが、関係政府機関が(例えば、行政措置を行うにあたって市場管理局が)知的財産庁に対して専門的意見交換を行うことができる。従って、権利者が適切に現地代理人を通じて働きかけることにより、関係政府機関、担当部局が特許庁との専門的意見交換を行うようにコーディネートすることは可能である。ベトナムでは、行政官庁の判断を追認する傾向が強く、専門官庁たる知的財産庁の行う専門的意見交換が、関係政府機関に及ぼす影響は大きいと思われる。

(5) 現地代理人について

すでに述べた通り、ベトナムでは判例の公開が十分でないことなどから、現地代理人の過去の経験は貴重である。また、人脈を重視するベトナムでは、行政措置などの際にも、然るべきレベルの当局者とコネクションを有する代理人を使うことにより、事案の解決に資する場合があるとされる。従って、権利行使に当たり、代理人を選択する際にも、経験豊富な事務所へ依頼することが勧められる。

ベトナムでは法改正を待たずに政府決議等の行政文書により、実務上大きな変更がなされることも多い。また、その逆に、法改正はされたが施行に必要な詳細規定が未整備のため、条文と現実の乖離が起きることもある。また、そもそも法律と政令等が矛盾している場合もある。従って、本稿を含め、文献情報は参考とするとどめ、具体的案件については信頼できる現地代理人へ最新情報に基づく法的アドバイスを求めることを強く勧める。

5. 知的財産法改正

ベトナムでは、TRIPS 協定及びベトナムの国際公約を満たす目的と、既存の法律文書間の相互矛盾を解消することを目的として、2009 年に知的財産法を改

正、翌2010年1月1日に施行された。以下、改正法について概略を紹介したい。

産業財産権関連では、①秘密特許制度が導入され（7条3項）、②特許等の産業財産権に関する出願を処理する期限が、3～6ヵ月間延長され（119条）、③先使用権の判断日を出願日または優先日（改正前は公開日）とされ（134条）、④「専門家の鑑定」を行う主体的要件を具体化し（201条）、⑤侵害行為に対する行政措置に関し、警告書の送付を要件としていた条文を削除し（211条）、⑥従来は「消費者または社会に損害を与える侵害行為」と規定していた条文を「著作権者、権利者、消費者、または社会に損害を与える侵害行為」と改正し（211条）、⑦製品に貼付する侵害商標ラベルを所持しているだけでも行政措置の対象とし（211条）、⑧行政措置の罰金額の規定（改正前は損害額と同額もしくは最大損害額の5倍まで）を削除した（214条4項）。行政措置の罰金額の詳細は別途規定がある（政府決議106/2006/ND-CP [産業財産権関係]、47/2009/ND-CP [著作権関係]）。

上記の改正点のうち、特に211条（⑤～⑦）および214条（⑧）に関しては権利行使上影響が大きい改正点であるので、ここに詳細を紹介したい⁽¹⁷⁾。

行政措置の適用要件を定める211条の改正により、一部の知的財産権侵害行為（消費者または社会に損害を与える侵害行為若しくは模倣品以外の侵害行為）に対する行政措置の適用要件とされていた、警告書の事前送付が求められなくなった。警告書の事前送付により、侵害者が証拠を破棄し、効果的な行政措置が実施できない事態が生じていたため、この点は改善された。

しかし、従来は「消費者または社会に損害を与える侵害行為」と規定していた221条1項a)を「著作権者、権利者、消費者、または社会に損害を与える侵害行為」と改正したことにより、権利者側は行政措置の適用を求めるに当たって、侵害行為により損害が生じたことを立証する必要がでて、新たな問題となっている。つまり、法改正後は、知的財産法213条規定の「模倣品」以外の知的財産権侵害行為に対して行政措置を求める際には、権利者であることの証明、侵害行

為を立証する証拠のほか、損害額を立証する証拠も必要とすることになり、権利者側の立証負担が重くなっているといわれている。ただし、行政措置を請求する際に添付すべき証拠等について規定した、政府決議105/2006/ND-CPは未だ改正されておらず、法改正後の条文と現行政府決議が矛盾した状態である。この点については、早急な政府決議の改正が待たれる。

また、侵害商標ラベルの所持行為を行政措置の対象とした211条1項c)について、ベトナム特有の事情があることを付記したい。中国製の電化製品、例えばエアコン等に、顧客の求めに応じて、販売店が日本ブランドの商標ラベルを貼付して販売することが行われている。このような行為を防止するためにも、侵害商標ラベルの所持行為も行政措置の対象とされた。

行政措置の罰金額の規定（214条4項）については、改正前の知的財産法においては「損害額と同額もしくは損害額の5倍を上限とする」と規定されていた一方、詳細規定の政府決議においては損害額に応じた具体的罰金額を規定（産業財産権においては3億ドン、著作権においては5億ドンが上限）しており、知的財産法と政府決議の間で矛盾が生じていた。この点は、政府決議に一本化されたことにより、上限額が固定され、むしろ侵害者側に有利な法改正となってしまった。

6. まとめ

南北分断下のベトナム共和国、いわゆる南ベトナムを除けば、ベトナムで知的財産保護の制度が形成され始めたのは1980年代になってからである。30年弱の、まだまだ新しい制度であり、知的財産の保護の重要性については、社会的認知度も高いとはいえないのが実情である。

外国直接投資はベトナム経済を支える大きな柱の1本であり、そのために必要な投資環境整備の一環として、知的財産権保護の法整備が進められていると筆者は理解している。外国直接投資を呼び込むことがベトナムの国家戦略上重要な政策である以上、知的財産を適切に保護する法制度整備も不可欠であり、今後、ベトナムが国を挙げて取り組んでいく可能性は非常に高いと筆者は感じている。

ベトナムの人々は自由を愛するといわれ、法律や規則に従うことを必ずしも美德としない面もあるが、当局の出方を敏感に察知し、当局が本気で取り締まりにかかると見たときは、法律に従うという傾向があると思われる。知的財産の保護についても同様に、法整備は最初のステップであり、その後、法制度を実効性あるものにできるかどうかは、当局が知的財産権の侵害行為を社会問題として認識し、厳しい姿勢を以って臨むことができるか、という点にかかっていると考えている。

自由を愛するベトナムの人々が、知的財産権を自らの武器として、思いのままに創造力を発揮する日が来ることを願ってやまない。

謝辞：

本稿は、筆者が研修滞在した Pham & Associates 法律事務所所長の Pham Vu Khanh Toan 氏の助言に負う所が大きい。Toan 氏はベトナム知的財産庁出身の知的財産専門家であり、豊富な経験に基づく、有益な助言を得ることができた。ここに感謝を示したい。

I hereby express special thanks to Mr. Pham Vu Khanh Toan, the founder of Pham & Associates. He used to be an IP expert at the NOIP and now heads Pham & Associate. I thank him for his helpful advices based upon his extensive experiences and his expertise in IP matters in Vietnam.

注

- (1) 佐藤恵太（2006）「ベトナムにおける知的財産法制の整備」『ACCU ニュース』No. 354, P. 2
- (2) Pham & Associates 事務所所長 Toan 氏のコメント
- (3) Pham & Associates 事務所所長 Toan 氏のコメント
- (4) Pham & Associates 事務所所長 Toan 氏のコメント
- (5) Pham & Associates 法律事務所（2007）『模倣対策マニュアル ベトナム編』日本貿易振興機構経済分析部知的財産課／発行, P. 21
- (6) 前掲 4, P. 25
- (7) Anh Thu “Các bản án sẽ được công khai trên mạng

Internet” *Vnexpress*, 2010.4.23

- (8) Pham & Associates 事務所所長 Toan 氏のコメント
- (9) 井関正裕（2006）「ベトナム民事訴訟法の将来の課題」『ICD NEWS』第 26 号, P. 14
- (10) 前掲 8, p. 15
- (11) Anh Thu “Công khai 103 quyết định giám đốc thẩm của toà án” *Vnexpress*, 2005.07.06
- (12) 宮崎 朋紀（2009）「法整備支援の現場から：カンボジアにおける法曹養成、ベトナムにおける裁判実務改善について」慶應法学 (*Keio law journal*). No.13, P.270-271
- (13) 竹内努（2002）「ベトナムにおける法的紛争の解決～民事執行手続きとその実情を中心として」『ICD NEWS』第 4 号, P. 27
- (14) 五味飛鳥（2006）「ヴェトナム調査報告書」『平成 17 年度特許庁研究事業 大学における知的財産権研究プロジェクト研究成果報告書「東アジアにおける産業財産権関係紛争の裁判上の処理に関する実態調査」』早稲田大学, P.4-5
- (15) Pham & Associates 事務所所長 Toan 氏のコメント
- (16) Pham & Associates 事務所所長 Toan 氏のコメント
- (17) 改正法については、以下の文献を参照した。

Pham V. K. T, Duong T. G. and Pham A. T. (2009), “Vietnam: IP law amended” *Managing Intellectual Property*, 01 October 2009

Dang T. H. T. and Dang T. H. N. (2010), “The challenge of IP enforcement”, *Managing Intellectual Property*, 01 June 2010

URL: <http://www.managingip.com/>

その他参考ウェブサイト

ベトナム知的財産庁
<http://www.noip.gov.vn/>

ベトナム市場管理局
<http://www qltt.gov.vn/>

市場管理局ハノイ市支部
<http://qltt-hanoi.gov.vn/>

（原稿受領 2010. 8. 24）